（共同利用規約例）

令和２年度経営継続補助金で取得する機械装置等の共同利用に関する規約（例）

（趣旨）

第１条 この規約は、令和２年度経営継続補助金に係る共同申請（以下「共同申請」という。）で、取得する機械装置等に関して必要な事項を定めるものである。

（目的）

第２条 この規約に定める機械装置等の対象機種は（○○）とし、共同申請の全ての構成員で共同利用することで、個々の生産者の機械利用経費の低減及び○○作業の効率化をはかる。

（構成員と役割分担）

第３条 共同申請の構成員と役割分担を以下のとおりとする。なお、農業機械の利用者は共同申請の構成員のみとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 構成員 | 役割分担 |
| （氏　名） | 代表者：○○機械所有・管理者、作業受託者 |
| （氏　名） | 作業受託者 |
| （氏　名） | 水田畦畔・圃場周辺の共同管理作業、作業委託者 |
| ・・・ |  |

（費用負担の方法）

第４条 機械装置等の取得に際して、代表者及び参画者は、取得価格について農地面積割で案分し、参画者は代表者に支払う。維持・処分に関する経費については代表者が負担する。

（財産管理の方法）

第５条 機械装置等の保管場所は、代表者が所有する格納庫とし、代表者は共同利用に係る責任者となり、適切な管理運営にあたる。また、代表者は、機械装置等の効率的な利用と保全を図るため、次の帳簿を備え付けるものとする。

（１）機械装置等の使用簿

（２）管理台帳

（３）燃料受払い簿

（４）経理諸帳簿

（その他）

第６条 共同利用にあたっての料金等については、第４条に定める維持・処分に関する経費をふまえ、共同申請の構成員が協議し、同意した上で決定する。

第７条　本規約の条項に生じた解釈上の疑義及び本規約に定めのない事項については、共同申請の構成員が協議し、同意した上で決定する。

（附則）

この規約は、対象となる機械装置等の取得後から施行する。

制定　令和２年　　月　　日

代表者　　〇　〇　　〇　〇　　印

　参画者　　〇　〇　　〇　〇　　印

　　〃　　　〇　〇　　〇　〇　　印